

ぎふメディアコスモス 開館 10 周年記念グッズ作製業務委託基本仕様書

1 業務名称 ぎふメディアコスモス 開館 10 周年記念グッズ作製業務委託

2 業務場所 岐阜市長が指定する場所

3 履行期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 業務目的

みんなの森 ぎふメディアコスモス（以下「メディアコスモス」という。）が令和 7 年度に開館 10 周年の節目を迎えるにあたり、10 周年を記念するシンボリックなアイテムを作製し、広く販売することにより、当館に対する愛着をさらに高めるとともに、メディアコスモスの認知・理解度向上を図るため、記念グッズを作製する。

5 業務内容

受託者は、前項の業務目的を達成するため、以下の各号に定める仕様により、メディアコスモスの来館者を対象に販売する開館 10 周年記念グッズ（以下「グッズ」という。）として、タンブラー（水筒）を作製する。

(1) デザイン要件

- (ア) メディアコスモスの居心地の良い雰囲気に合ったデザインとする。
- (イ) 10 周年記念ロゴを作成し、デザイン内に組み込むこと。
- (ウ) グッズ側面または、デザイン内にメディアコスモス公式ロゴを使用すること。公式ロゴの使用にあたっては発注者の提供するマニュアル（別添「みんなの森ロゴデザインマニュアル」）を遵守すること。
- (エ) デザインについては、提出されたデザイン案、企画提案書等に基づき、契約の締結後に発注者と協議の上調整し、新たに作成するものとする。
- (オ) 挿入する画像、文字等については、発注者と協議の上決定するものとする。

(2) タンブラーの規格

- (ア) 下記一覧の全要件を満たすこと。

項目	要件
内容量	200 ミリリットル～500 ミリリットル
保温効力	6 時間後に 60℃以上
保冷効力	6 時間後に 11℃以下
販売価格	2,500 円～4,000 円（税込）
作製個数	販売価格と作製個数の積が税込 2,500,000 円以上になる

【例1】 販売価格@2,700円×作製個数950個=2,565,000円

【例2】 販売価格@4,000円×作製個数650個=2,600,000円

- (イ) 設定した販売価格及び作製個数の妥当性を、同等の要件を満たす市販のタンブラーと比較して提案に含めること。
- (ウ) 作製するグッズのデザイン、個数等の詳細は、提案書の内容を基本として、受託者決定後に岐阜市との協議により決定する。
- (エ) メディアコスモス2階岐阜市立中央図書館で使用可能な、スクリーキャップ付きタンブラーであること。

6 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類など本業務の履行に必要な書類を必要数量制作し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類名	数量	期限
着手届 業務主任者届 業務工程表 緊急時対応体制及び緊急時連絡網	各1部	本業務着手時
完了届	各1部	完了時

※上記ドキュメントはMicrosoft-Office で制作し、文書データを提出すること。

(2) 成果品

(ア) グッズ

①納品数

- ・受託者決定後に提案書の内容を基本として岐阜市との協議により決定

②納品方法

- ・製品を個別の箱に入れて納品すること。
- ・納品時に、印刷のずれや破損等の不具合が確認された場合は速やかに交換に応じること。

③納入場所

- ・岐阜市役所 市民協働推進部 ぎふメディアコスモス事業課（岐阜市司町40-5）

(イ) デザインデータ

①タンブラーデザイン

②10周年記念ロゴ

①②共にイラストレーターファイル、PDFファイル及びJPEGファイルの電子データを納品すること。また、岐阜市及びメディアコスモスのSNS投稿やチラシ、パンフレット、ノベルティ、ホームページ等に使用することを認めるものとし、テキストデータを抜いた電子データも納品すること。

7 肖像権、著作権等

- (1) 使用する写真、イラスト等は、肖像権を侵害しないものに限る。
- (2) この業務における成果物及び業務中に作成した素材（イラスト等含む）に発生する所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び全ての著作権（著作権法第27条から第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）はすべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 発注者は、本事業で制作したデザイン、撮影写真等の一式について、受注者の許可なく二次利用できるものとする。
- (4) これらの権利等に関して紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、事業完了後に市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。

9 業務の一括委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市が承認した場合に限り、業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせることができる。その場合には、委託内容によっては、再委託先が検査の対象となる場合があるため留意すること。

10 個人情報の取扱い

受注者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

11 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことはできない。また、自己の利益のために使用することもできない。業務完了後も同様とする。

12 岐阜市公契約条例等の順守

受注者は業務を行うに当たり、岐阜市公契約条例等関係法令を遵守すること。

13 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、必要な協議を十分に行い、信義に従って誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 完成に至るまでに修正等の調整を行うことがある。
- (3) 本仕様書に規定のない事項については、その都度担当者と協議するものとする。

【担当】 岐阜市 市民協働推進部 ぎふメディアコスモス事業課

見廣・和田 TEL (058) 265-4101